

優秀環境装置表彰実施要綱

昭和50年	6月	4日	制定
平成7年	12月	18日	改定
平成10年	11月	11日	改定
平成12年	11月	17日	改定
平成18年	11月	27日	改定
平成22年	11月	26日	改定
平成26年	11月	27日	改定
令和4年	9月	27日	改定
令和6年	5月	14日	改定

一般社団法人 日本産業機械工業会

第1条 趣旨

近年、一段と多様化しつつある国内及び地球環境規模での環境問題に対処するため、優秀な環境装置（システム）を選定し、その開発・製造事業者及び開発に携わった主たる開発者を顕彰することにより、環境保全技術の研究・開発及び優秀な環境装置の普及の促進を図り、地球環境の保全に資する。

第2条 表彰の対象

地球環境保全に資する以下の環境装置（これらに関する技術を含み、移動発生源に係るもの及び家庭用並びに環境測定機器類を除く（以下同じ））であって、販売開始後10年以内、かつ装置・システムの性能が十分に評価できる規模及び運転期間を有するものであること。

- ① 大気汚染防止装置
- ② 水質汚濁防止装置
- ③ 廃棄物処理装置
- ④ 騒音・振動防止装置
- ⑤ 土壌・地下水汚染修復装置
- ⑥ 再資源化装置
- ⑦ 温室効果ガス分離・回収・処理装置
- ⑧ 上記①から⑦の技術に付属したエネルギー・資源利活用装置
- ⑨ 化石資源の代替品製造装置
- ⑩ その他環境負荷低減に資する装置

第3条 選定方法

一般社団法人日本産業機械工業会に「優秀環境装置審査委員会（以下、審査委員会）」を設置し、「優秀環境装置審査要綱（以下、審査要綱）」に基づき審査を行い、次の賞を選定する。

- ① 経済産業大臣賞
- ② 経済産業省産業技術環境局長賞
- ③ 中小企業庁長官賞
- ④ 一般社団法人日本産業機械工業会会長賞

第4条 表彰の方法

前条にて選定された各賞の装置の開発・製造事業者等に対し賞状を授与する。

- 2 前項のうち①経済産業大臣賞 ②産業技術環境局長賞 ③中小企業庁長官賞については、当該装置の開発に携わった主たる開発者に対し、一般社団法人日本産業機械工業会会長より賞状を授与する。